

第 2 9 回農業委員会総会議事録

令和 2 年 5 月 8 日（金）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

－ 議 事 日 程 －
1 議事録署名委員の指名
2 会 期 の 決 定
3 報 告
4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －
日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第109号から第112号)
日程第4 議事(議案第97号から第99号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (15 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	5 番	有沢 敏博
8 番	前田 進	10 番	舟木 康眞
12 番	土合 正夫	14 番	森 敏朗
16 番	宮下 勉	17 番	村上 利之
19 番	佐伯 瑞穂	21 番	明石 茂
22 番	堀 正	23 番	水上 幸雄
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員

4 番	永森 薫	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	9 番	石庭 文男
11 番	帯刀 眞理子	13 番	山本 克伸
15 番	進藤 久司	18 番	山谷 孝芳
20 番	樋上 豊	24 番	齊藤 高志

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 報告第 109 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
報告第 110 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出の受理について
報告第 111 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について
報告第 112 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

- 第 4 議案第 97 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 98 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 99 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 福井 有希夫 主 査 青木 克憲

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後 2 時

議長（舟木会長）

ただいまから、第 29 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。

なお、新型コロナウイルスへの感染を防ぐために、5 月、6 月は出席委員
を減じて開催させていただきます。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議事録署名委員の指名 －

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長に
おいて「19 番 佐伯委員」「21 番 明石委員」をそれぞれ指名します。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（舟木会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

－ 報 告 －

議長（舟木会長）

次に、日程第３ 報告事項に入ります。

－ （報告第１０９号の説明） －

議長（舟木会長）

報告第１０９号農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

－ （報告第１１０号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第１１０号農地法第３条第１項第１３号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。各案件について、ご了知をお願いします。

－ （報告第１１１号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第１１１号農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。各案件を農業委員会会長専決規程第２条第２号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－ （報告第１１２号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第１１２号農地法第１８条第６項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
各案件についてご了知をお願いいたします。

議長（舟木会長）

次に日程第４、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

－ （議案第９７号説明・表決） －

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第９７号農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の７ページをご覧ください。
今回は４件ございます。

【議案第９７号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第９７号農地法第３条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第 97 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— （議案第 98 号説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第 98 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書 8 ページの議案第 98 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 98 号を議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第 98 号の 1 番について、松山委員から説明をお願いします。

松山委員

議案第 98 号の 1 番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇事業を運営している法人です。

現在、〇〇地内の特別養護老人ホーム等の施設の駐車場は、来客用として 7 台分しか確保しておらず、年 3 ～ 4 回ある行事の際に利用者の家族が多数来場されると全く足りない状況となり、やむを得ず施設西側の道路上等に駐車しています。そのため、施設近接地に新たな駐車場敷地が必要となり、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

議案第 98 号の 2 番について、大垣委員から説明をお願いします。

大垣委員

議案第 98 号の 2 番について説明します。

申請人は〇〇市内で歯科診療所を営んでいます。

このたび、大学で歯科医をしている子が実家に帰り、後継者として一緒に診療していくこととなりました。

現在の診療所は、設備の老朽化や歯科機器が増えたことから狭小となっていることや、子の家族の住宅も増築しなければならず、増築するスペースもないことから、現在の診療所を増改築のうえ子の家族の住宅とするため、新たに診療所が必要となりました。

そのため、候補地を検討したところ、申請地で地権者の承諾が得られたため、今回申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

別段ないようですから、これにて質疑を終結いたします。

議案第 98 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 98 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

－ （議案第 99 号説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第 99 号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第 99 号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第 99 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第 29 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 3 時 15 分

その他協議・報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 6月8日(月)午後2時から
- ・会場 大島分庁舎大会議室

配布資料について

- ・2020年度「全国農業図書 普及推進図書」のご案内

その他

第二十九回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和二年五月十一日
至 令和二年五月二十九日